

# 民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：森田）

TEL 0852-32-5997 / FAX 0852-32-5982 / E-mail [voc@fukushi-shimane.or.jp](mailto:voc@fukushi-shimane.or.jp)

ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」

<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

**※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。**

**また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。**

\* 配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

実施主体	公益財団法人 みずほ教育福祉財団
事業名称	第36回「老後を豊かにするボランティア活動資金助成事業」
問合せ先	〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-5 みずほ銀行内 公益財団法人みずほ教育福祉財団 福祉事業部 TEL 03-3596-4532 FAX 03-3596-3574 E-mail FJP36105@nirty.com
趣 旨	高齢者を主な対象として活動するボランティアグループ及び地域共生社会の実現につながる活動を行っている高齢者中心のボランティアグループに対し、活動において継続的に使用する用具・機器類の取得資金を助成します。
助成対象	地域において、助成の趣旨に沿った活動を行っている比較的小規模なボランティアグループで、次の要件を満たすもの。 ①登録ボランティアスタッフ数： 10人～50人程度。 ②グループ結成以来の活動実績：2年以上（2019年3月末時点） ③本助成を過去3年以内（2016年度以降）に受けていないこと。等
対象活動	①高齢者を対象とした生活支援サービス ②高齢者による、地域共生社会の実現につながる活動 ③高齢者と他世代との交流を図る活動 ④レクリエーションを通じて高齢者の生活を豊かにする活動
助成金額	1グループにつき10万円を上限とします。
申請方法	所定の申請書に必要事項をご記入の上、都道府県・指定都市または市区町村社会福祉協議会の推薦を受け、郵送してください。 応募要項・申請書は当財団ホームページからダウンロードすることが可能です。 URL： <a href="http://www.mizuho-ewf.or.jp/">http://www.mizuho-ewf.or.jp/</a>
応募締切	2019年5月24日（金） ※必着

実施主体	公益財団法人 みずほ教育福祉財団
事業名称	第17回「配食用小型電気自動車寄贈事業」
問合せ先	〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-5 みずほ銀行内 公益財団法人みずほ教育福祉財団 福祉事業部 TEL 03-3596-4532 FAX 03-3596-3574 E-mail FJP36105@nirty.com

**趣 旨** 高齢者を対象とした福祉活動を支援するため、みずほフィナンシャルグループ役員からの募金を主な原資として、高齢者向けに配食サービスを行っている民間団体に対し、配食用小型電気自動車の寄贈を行います。

**助成対象** ①高齢者を主な対象とし、原則として、1年以上継続して、週1回以上、調理・家庭への配食・友愛サービスを一貫して行っていること。  
②法人・任意団体を問わず、非営利の民間団体であること。ただし、実施している給配食サービスがすべて行政等からの受託である団体の場合は、当該部門の営業利益が黒字ではないこと。  
③現在の活動を継続するにあたって、配食用の車両が不足しており、本寄贈によって運営の円滑化が見込まれること。

**寄贈内容** 配食用小型電気自動車 1台 10団体予定

**応募方法** 所定の申請書に必要事項を記入の上、都道府県・指定都市または市区町村社会福祉協議会、あるいは全国食支援活動協力会のいずれかより推薦を受けて提出してください。

応募要項・申請書は当財団ホームページからダウンロードすることが可能です。

URL：<http://www.mizuho-ewf.or.jp/>

**応募締切** 2019年6月7日（金） ※必着

<b>実施主体</b>	宝酒造株式会社
<b>事業名称</b>	タカラ・ハーモニストファンド 助成事業
<b>問合せ先</b>	〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20 みずほ信託銀行株式会社 京都支店 営業第二課 公益信託タカラ・ハーモニストファンド事務局（担当：大木、梶間、小室） TEL 075-211-6231 Fax 075-212-4915 E-mail kouekishintaku.kyotoshiten@mizuhotb.co.jp

**目 的** 実践的な活動及び研究に対して、助成を行います。  
(1) 日本国内の森林、木竹等の緑を保護、育成するための活動または研究。  
(2) 日本国内の海、湖沼、河川等の水辺の良好な自然環境を整備するための活動または研究。  
(3) 日本国内の緑と水に恵まれた良好な自然環境の保全および創出に資するための活動または研究。

**対 象** (1) 具体的に着手の段階にある活動・研究  
(2) 営利を目的としない活動・研究。  
(3) 助成金の使途が助成の目的に沿って的確であること。  
①個人の場合…当該事業に係わる施設の利用や助成金の使途等の面で本人あるいは親族など特別な関係のある者に特別の利益を与えない者。  
②任意団体の場合…代表者または管理者の定めのある団体で、役員その他機関の構成、選任方法、その他事業の運営に重要な事項が、特定の者、あるいは特別の関係者等の意志に従わずに、運営されている団体。また、特定の者等に特別の利益を与えていない団体。  
※より多くの活動・研究に幅広く助成するため、過去にタカラ・ハーモニストファンドの助成をうけていない応募者を優先する。

**助成金額** それぞれの研究、活動の所要額とする。総額 500 万円程度（10 件程度）。

**応募方法** 所定の申請書様式をHPよりダウンロードするか事務局に請求し、必要事項を記入・捺印のうえ、簡易書留で郵送する。

応募締切

平成31年3月末日 必着

実施主体	公益財団法人日本訪問看護財団
事業名称	平成31年度日本訪問看護財団 訪問看護等在宅ケア研究助成
問合せ先	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル5階 公益財団法人日本訪問看護財団 研究担当(山辺) TEL 03-5778-7004 FAX 03-5778-7009

趣 旨

訪問看護に関する調査研究を含め、訪問看護の普及および振興に努め、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的として活動しています。この一環として、訪問看護・在宅ケアとの実践者が中心となり学識経験者の協力を得て実施する研究を公募し、研究費用の助成をします。

研究テーマ

訪問看護等在宅ケアに関する研究。

応募条件

- ・研究代表者は、現在、「訪問看護等在宅ケア」に従事しているものとします。
- ・ただし、「訪問看護等在宅ケア」に従事している場合でも、大学院在学中の方の学位請求論文の作成を目的とした研究テーマでの応募は対象外とします。
- ・申込みは1個人1件に限ります。なお、平成28年度以降に当財団の助成を受けていない方の申請を優先します。

助成金額

案件内容・助成効果を考慮し、選考委員会において決定します。

応募方法

所定の申込書に必要事項を記入、捺印の上、郵送する。  
申込用紙はホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.jvnf.or.jp/>

応募締切

平成31年3月末日 必着

実施主体	第一生命保険株式会社
事業名称	第71回 保健文化賞
問合せ先	〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 第一生命保険株式会社 DSR推進室 TEL 050-3780-6950

趣 旨

生活習慣病対策、高齢者や障がい者への福祉・海外での医療や疾病対策など、その時代における様々な課題に継続的に取り組んでこられた団体・個人を顕彰する。

対 象

- ・保健衛生（関連する福祉等を含む）を実際に著しく向上させた団体あるいは個人。
  - ・保健衛生（関連する福祉等を含む）の向上に著しく寄与する研究または発見をした団体あるいは個人。
- ※個人の場合…年齢が原則50歳以上で、活動年数が原則として10年以上あり、かつ将来の活動も期待できること。ただし東日本大震災被害への支援を主たる目的とする活動に限り、活動年数は問わない。
- ※団体の場合…活動に原則として10年以上あり、かつ将来も期待できるもの。ただし東日本大震災被害への支援を主たる目的とする活動に限り、活動年数は問わない。

表 彰

厚生労働大臣賞（表彰状）  
第一生命賞（感謝状：賞金 団体200万円、個人100万円）  
朝日新聞厚生文化事業団賞（記念品）

NHK 厚生文化事業団賞（記念品）

**応募方法**

規程の応募用紙（候補者調書）を記入し、提出する。  
応募用紙はホームページからダウンロードすることが可能です。

URL：<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>

**応募締切**

**2019年4月15日（月）当日消印有効**

<b>実施主体</b>	公益財団法人 日工組社会安全研究財団
<b>事業名称</b>	2018年度 暴力団排除事業
<b>問合せ先</b>	〒101-0047 東京都千代田区内神田 1丁目7番8号大手町佐野ビル 6階 公益財団法人 日工組社会安全研究財団（暴排活動事業募集係） TEL 03-3219-5177 FAX 03-3219-2338 E-mail boshi@syaanken.or.jp

**趣 旨**

我が国の治安にとって大きな問題であり暴力団の排除についても、警察庁・全国暴力追放運動推進センター等と連携して活動していますが、より直接的な暴力団排除事業として、地域の住民団体による暴力団事務所の進出阻止・撤去活動に対する助成事業を行っています。

**対象事業**

- ①暴排活動事業  
暴力団事務所の進出阻止・撤去に向けた各種活動。
- ②暴排訴訟事業  
暴力団事務所の進出阻止・撤去を求める訴訟活動。

**対象団体**

暴排事業の活動実績を有する、市町村における地域の住民で構成された団体とします。

- ①申請団体が所在する都道府県の暴力追放運動推進センターの推薦があること。
- ②暴排活動事業にあっては、申請時まで暴排活動事業を行っていること。
- ③暴排訴訟事業にあっては、弁護士と訴訟行為を依頼する契約を締結していること。

**助成金額**

100万円を上限とします。

**応募方法**

所定の申請書をご記入の上、その他必要書類を併せて提出してください。  
※申請書はホームページからダウンロードすることが可能です。

URL：<http://www.syaanken.or.jp/>

**応募期間**

**2019年3月29日（金）**